

長崎県公立大学法人専務理事規程

〔平成17年4月1日〕
規程第37号

(設置)

第1条 理事長は、長崎県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第8条第3号に規定する理事のうち1人について、必要に応じ、専務理事とすることができる。

(職務)

第2条 専務理事は、理事長を補佐し、長崎県公立大学法人の事務を統括する。

(指名)

第3条 専務理事は、定款に規定する理事のうちから理事長が指名する。

(任期)

第4条 専務理事の任期は、定款第12条第3号によって定められた理事の任期満了の日までとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。